

# 国民健康保険証の更新時期です！



## 7月末までに新しい国保の保険証を郵送します

現在、皆さんが使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は、7月31日（金）までとなっています。8月1日（土）からは、更新された国民健康保険被保険者証をお使いください。

国民健康保険被保険者証は、皆さんが国保に加入している証明書であり、お医者さんにかかるときは、毎回必ず提示してください。なお、70歳以上75歳未満の方の高齢受給者証は、昨年度から被保険者証と一体になりました。

### 保険証は郵送により交付します

新しい保険証は、7月末までに郵送いたします。  
新しい保険証が届きましたら、保険証の記載内容を確認してください。  
記載内容に誤りがあった場合は、福祉課国民健康保険係までご連絡をお願いいたします。

### 古い保険証は返却してください

新しい保険証が届きましたら、福祉課国民健康保険係へ古い保険証を返却してください。  
役場に来られない場合は、郵送で返却していただいても構いません。

### 次のことを守りましょう

- ・ 他人との保険証の貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。
- ・ 保険証を紛失、または破損した場合は、速やかに届け出て再交付を受けましょう。

## 国保に加入・脱退するときは？

加入または脱退するときは、届け出が必要です。

### 国保に加入するとき

- ①職場の健康保険などを脱退したとき
- ②他の市区町村から転入したとき  
(職場の健康保険などに加入していない場合)
- ③子どもが生まれたとき など

#### 加入の届け出が遅れると…

- ⇒ 保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。
- ⇒ 保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除き、全額自己負担になります。

### 国保を脱退するとき

- ①職場の健康保険などに加入したとき
- ②他の市区町村へ転出するとき
- ③死亡したとき
- ④後期高齢者医療制度に加入したとき など

#### 脱退する届け出が遅れると…

- ⇒ 資格を喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。
- ⇒ 他の健康保険などに加入すると、保険税を二重払いするおそれがあります。

お問い合わせ先

福祉課 国民健康保険係

☎47-4682